

介護保険の被保険者証が

新しくなります

介護保険の被保険者証の有効期間が3月31日で切れるため、3月中に新しい被保険者証を郵送します。記載されている事項に誤りがないか確認してください。なお、古い被保険者証は、各自で責任を持って破棄してください。

また、合併に伴い認定申請の手続きなどで、注意をしていただくことについてお知らせします。

◎被保険者証

・すでに要支援または要介護の認定を受けている方は、4月からは新しい被保険者証を介護サービス事業所等に提示して介護サービスを受けてください。（古い被保険者証は使わないで下さい。）

・要支援または要介護の認定を受けていない方は、認定の申請をする際に必要になりますので、大切に保管してください。

・合併に伴う住所変更等の手続きは必要ありません。

◎介護サービス

・すでに要支援または要介護の認定を受けている方は、現在の認定状態で今までどおり介護サービスを受けることができます。

・合併により、新たに申請をしていただく必要はありません。

◎認定申請

・新たに介護サービスを利用したい方は、認定の申請をしてください。

・すでに要支援または要介護

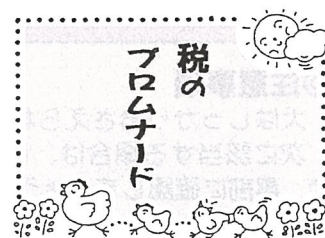
問合せ

●3月26日まで
保健福祉課

☎11558

●3月27日から
福祉課

（横芝行政センター内）
☎11114



軽自動車税の

届け出はお早めに

軽自動車税は、毎年4月1日現在の所有者または、使用者の方に課税されます。次の場合は、お早めに、廃車・名義変更の手続きをしてください。

- ①住所が変わったとき
- ②下取りなど車を譲渡したとき
- ③所有者または、使用者が亡くなったとき

問合せ

○軽自動車四輪
軽自動車検査協会千葉事務所 ☎043-245-0163

○軽自動車二輪・二輪の小型自動車
関東運輸局千葉運輸支局 ☎043-242-7337

○原付・農耕作業用
役場税務課

☎1213



固定資産税(土地・家屋)

縦覧帳簿の縦覧

平成18年度の土地・家屋価格等縦覧帳簿の縦覧を行います。

土地・家屋価格等縦覧帳簿の縦覧は、固定資産税の納税者の皆さんが、土地や家屋の評価額を比較し、自己の土地や家屋の評価額の適正さについて検討してい

○場所 役場税務課

3月26日まで

☎1213

3月27日から

☎1212

ただく制度です。

○期間

4月1日(土)～5月31日(水)

(土・日曜日、祝祭日は除く)

午前8時30分～午後5時

○縦覧できる方

・土地価格等縦覧帳簿は、横芝光町所在の土地に対す

る固定資産税の納税者

・家屋価格等縦覧帳簿は、横芝光町所在の家屋に対す

る固定資産税の納税者

※代理人の場合は委任状が必要

銚子税務署からのお知らせ

◎平成17年分の申告の相談、提出及び納税の期限

申告書の提出と納税の期限	
所得税の確定申告	3月15日(水)
個人事業者の消費税及び地方消費税の確定申告	3月31日(金)
贈与税の申告	3月15日(水)

○申告書は、郵送または税務署の時間外収受箱に投函することでも、提出することができます。

納税には、口座振替をご利用ください。

平成17年確定申告分の口座振替日は、

所得税	4月20日(木)
個人事業者の消費税	4月27日(木)

ご希望の方は、税務署の管理・徴収部門へお尋ねください。

便利です！確定申告書等作成コーナー

国税庁のホームページアドレスは<http://www.nta.go.jp>

ご自宅で、24時間いつでも

パソコンで作成してプリントアウトした申告書はそのまま提出できます

※「確定申告書等作成コーナー」では所得税・消費税・決算書等が作成できます。

《お問合せ先》銚子税務署

〒288-8666 銚子市栄町2-1-1 ☎0479-22-1571